

鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請において一部認容された事例**【文 献 種 別】** 責任裁定／公害等調整委員会裁定委員会**【裁判年月日】** 平成 28 年 6 月 28 日**【事 件 番 号】** 平成 25 年（セ）第 21 号**【事 件 名】** 鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定事件**【裁 判 結 果】** 一部認容、一部棄却、終結**【参 照 法 令】** 国家行政組織法 3 条 2 項、環境基本法 2 条 3 項・16 条、都市計画法 9 条、公害紛争処理法 2 条・26 条・42 条の 16・42 条の 18、神奈川県生活環境の保全等に関する条例 32 条・施行規則別表第 11**【掲 載 誌】** 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25544274

事実の概要

本件は、神奈川県鎌倉市の申請人 2 名（以下「申請人 a」および「申請人 b」という。）が、ドッグスクール経営会社を相手方（被申請人）として、不法行為による損害賠償請求権に基づき公害等調整委員会（以下「公調委」という。）に、責任裁定を求めた事案（以下「本件」という。）である。

申請に至る経緯は以下の通りである。申請人 a および b は夫婦であり、申請人 b の母ならびに申請人 a および b の長男とともに、昭和 55（1980）年から神奈川県鎌倉市所在の建物（以下「本件建物」という。）に居住していた。長男は自身の部屋でエアコンを利用していたが、申請人 a および b は夏でも扇風機以外の冷房器具を使わずに生活していた。

被申請人は、平成 11（1999）年 4 月、本件建物の隣接地にドッグスクール（以下「被申請人施設」という。）を開校した。犬舎としては 2 舎（以下「犬舎①」、「犬舎②」という。）ある。

申請人 a は、平成 16（2004）年ころから犬の鳴き声が気になりだし、平成 21（2009）年 8 月から犬の鳴き声のために眠れないことがあった。

申請人 b は、難聴のため、犬の鳴き声等が気になることはなかった。しかし、申請人 a の様子を慮り、申請人 a と共に、平成 22（2010）年 9 月 27 日、1 年後である平成 23（2011）年 9 月 27 日に引き渡し予定の c 市内のマンションを各持分 2 分の 1 の割合で購入した。

申請人 a および b ならびに長男は、平成 23（2011）年 10 月、c 市内のマンションに転居した。

申請人 b の母は同マンションで生活することは困難であったため、申請人 a は、転居後も、申請人 b の姉と 2 週間交代で申請人 b の母を介護しており、介護時は本件建物で生活していた。

申請人 a および b は、平成 22（2010）年 8 月 24 日、平成 23（2011）年 8 月 11 日、および平成 24（2012）年 7 月 5 日、神奈川県動物保護センターに対し、苦情を申し入れた。同センター職員が被申請人施設を調査した折には、気になるような鳴き声は確認できなかった。

さらに、申請人 a および b は、NPO 法人「f」に依頼し、平成 25（2013）年 1 月 8 日午後 4 時から同月 9 日午後 4 時ころまでの間、本件建物敷地内の被申請人施設との敷地側境界線付近の音の大きさを測定・検証した。

申請人 a は、平成 24 年 7 月 18 日、不安、不眠、食欲低下等を訴え、精神科医を受診した。その折に適応障害と診断され、その後も通院を続けた。

申請人 a および b は、平成 25（2013）年 2 月 23 日、神奈川県 c 市内のマンションを売却し、同年 3 月、本件建物に戻った。その後本件責任裁定を申請し、10 月 11 日、申請書記載現住所地（裁定書中の「肩書住所地」）に転居した。

裁決の要旨**1 被申請人施設からの騒音の内容・程度**

「夜間などに被申請人施設の 1 頭又は 2 頭の犬が鳴いた場合の……最大騒音レベルはおよそ 52dB から 55dB 程度であり……多数の犬が同時に鳴いた場合の本件敷地境界線付近の最大騒音レ

ベルは60dBから70dBを超える程度である。また、午前9時ころから午後8時ころまでは……最大騒音レベルは60dB前後が多く時折70dBを超える騒音があると認められる。」

「被申請人施設からの騒音の内容・程度は、遅くとも平成21年8月ころ以降、午前5時ころから午前8時ころには多数の犬が断続的に鳴くことがあり、日中は犬の訓練等が行われ、犬の鳴き声や犬に対するかけ声等が聞こえることが多く、夜間に犬が鳴くこともあるというものであり、その大きさは、次の程度と認められる。

ア 本件敷地境界線付近の騒音の程度

別紙（略）のとおりである。

イ 本件建物内の騒音の程度

本件建物内の騒音の程度は、上記本件敷地境界線付近の騒音の程度から、それぞれ、窓を開けた状態で10dB程度、窓を閉めた状態で25dB程度減衰した程度のものと認められる。」

2 被申請人施設からの騒音と申請人aの健康被害との間の因果関係の有無

「申請人aは、……不安、不眠、食欲低下を訴え、……適応障害と診断されたと認められ、被申請人施設からの騒音以外の事情により申請人aに過剰な心理的ストレスが生じたとはうかがわれないから、被申請人施設からの騒音と申請人aの健康被害との間には因果関係があると認められる。」

3 社会生活上受忍すべき限度と不法行為

「申請人aの被害は、一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものと認められる。他方、申請人bは、難聴のため補聴器を使用していたが、被申請人施設からの騒音により申請人aと同じような健康被害を被っているわけではなく、せいぜい……不快といった程度の被害を被っているにすぎないから、……受忍限度を超える被害を被っているとはいえない。」

「被申請人には申請人aに対する騒音被害の発生について、少なくとも過失があることは明らかである。……被申請人施設からの騒音による申請人aの被害について不法行為が成立するというべきである。他方、申請人bは、……被申請人施設からの騒音により受忍限度を超える被害を被っているわけではないから、不法行為は成立しない。」

4 申請人らの損害

(1) 申請人bの損害

「申請人らにおいて、エアコンなどの冷房器具

を設置する等の措置を採ることにより夏の時期などにも窓を閉め切った状態にして被申請人施設からの騒音被害を回避・軽減するなどして本件建物から転居することなく生活する余地がなかったとまではいえないから、マンション購入や転居の必要性には疑問があるし、申請人らが購入した上記マンションを保有することなく売却処分したのは、……bの母親の介護のためであるというのであるから、上記マンションの売却処分は被申請人の不法行為と因果関係があるとは認められない。」

(2) 申請人aの損害

「少なくとも10月ころから5月ころにかけての期間は本件建物の窓を閉めることにより被申請人施設からの騒音は約25dB程度減衰すると考えられ、しかも睡眠に影響を及ぼす騒音といえるのは午前5時ころから午前8時ころに多数の犬が鳴くような場合に限られること、申請人らは少なくとも平成22年8月24日までは夏などには寝苦しさを避けるため夜間窓を開けた状態で睡眠するようなこともあったこと、夏場に窓を閉め切った場合の暑さや寝苦しさを等の不快についてはエアコンなどの冷房器具の設置等により回避することができたにもかかわらず、申請人らは、扇風機を利用するのみで冷房器具を設置することなく生活していたこと、上記のとおり、平成23年10月から平成25年3月までの間、申請人aが本件建物に居住していたのはおおむね2週間間隔であったこと、その他被申請人は、申請人aから騒音の苦情申入れを受けたほか、神奈川県動物保護センターから二度にわたり犬の鳴き声が外部にもれないよう万全を配し、近隣に迷惑が掛からないよう留意することを指導されたにもかかわらず、苦情を言うのは申請人らだけであるなどとして、効果的な騒音対策を講じなかったこと等の事情も考慮すれば、被申請人の不法行為により申請人aが被った精神的苦痛に対する慰謝料は、40万円と認めるのが相当である。」

5 結論

「申請人aの本件裁定申請は、被申請人に対し、金44万円の支払を求める限度で理由があるからその限度でこれを認容し、その余の裁定申請及び申請人bの本件裁定申請はいずれも理由がないから棄却する」。

裁定の解説

本件が申請に至った経過を勘案するに、申請人 a および b ならびに被申請人が、長期間にわたり誠実に対応しているものの、根本的な解決に至らず責任裁定を申請せざるを得なかった態様がうかがえる。以下に論点を絞って解説する。

一 公害等調整委員会の責任裁定

公害紛争処理法（昭和 45（1970）年法律第 108 号）の下で、都道府県レベルの都道府県公害審査会と、国レベルの総務省の外局である公調委とが設置されている。公調委は、国家行政組織法（昭和 23（1948）年法律第 120 号）3 条 2 項に基づく独立行政委員会である。

公害とは、公害紛争処理法 2 条によれば、環境基本法（平成 5（1993）年法律第 91 号）2 条 3 項に該当するものである。本件では、悪臭および騒音が取り上げられ、特に騒音の被害が問題となっているためこれに該当する。また、公害紛争処理法 26 条によれば、公調委は、損害賠償責任の有無や賠償額に関する責任裁定や、因果関係の解明に関する原因裁定をする権限を有している。本件は、この責任裁定の仕組みを活用したものであり、公調委による紛争処理の一つの特徴であるところの職権による調査が可能であることと専門的な知見を活用できること（公害紛争処理法 42 条の 16 および 42 条の 18）が一部で奏功していることが評価できる。

なお、近年は裁定事件が増加傾向であり、新規継続件数のほとんど（2015 年度は 60 件中 57 件（95%））が裁定事件（責任裁定事件 31 件、原因裁定事件 26 件）である¹⁾。

二 被申請人施設からの騒音の内容・程度

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9（1997）年条例第 35 号）32 条の規定に基づき、事業所において発生する騒音および振動の許容限度は、以下の通り定められている。本件建物および被申請人施設が存する地域は、都市計画法（昭和 43（1968）年法律第 100 号）9 条の第二種住宅地域（主として住宅の環境を保護するため定める地域）である。よって、騒音の規制基準は、同条例施行規則別表第 11 によれば、午前 8 時から午後 6 時までは 55dB、午前 6 時から午前 8 時までお

よび午後 6 時から午後 11 時までは 50dB、午後 11 時から午前 6 時までは 45dB となる。

本件において、1 頭または 2 頭の犬が鳴いた場合の被申請人敷地境界線付近の最大騒音レベルはおよそ 52dB から 55dB 程度であり、被申請人施設の多数の犬が同時に鳴いた場合の被申請人敷地境界線付近の最大騒音レベルは 60dB から 70dB を超える程度であることからすれば、断続的にはあるが規制基準値を超える騒音が確認されたとした裁定委員会の判断は妥当である。

三 被申請人施設からの騒音と申請人 a の健康被害との間の因果関係の有無

本件建物と被申請人施設との位置関係は、犬舎①からの距離は約 4 メートルであり、犬舎②からの距離は約 9 メートルである。犬舎①および②の出入口は南側にある。犬舎①には 13 頭、犬舎②には 14 頭まで収容可能である。

とはいえ、近隣で犬を飼っているお宅は被申請人のみではなく、問題となっている騒音が被申請人施設を発生源とするものであるかが問われた。

本件においては、前述の通り、裁定委員会が選定した専門委員が提出した意見書により、被申請人施設からの騒音と申請人 a の健康被害との間には因果関係があると認められた。専門的知見の有効活用がなされた案件といえる。

四 社会生活上受忍すべき限度と不法行為

裁定委員会は、いわゆる受忍限度論を導いた第一小判平 6・3・24（判時 1501 号 96 頁）に基づき、施設等の操業に伴う騒音による第三者に生じさせる被害に対する関係において、違法な権利侵害または利益侵害になるかには、①侵害行為の態様、侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③当該施設等の所在地の地域環境、④侵害行為の開始とその後の継続の経過および状況、⑤その間にとられた被害の防止に関する措置の有無およびその内容、効果等の諸般の事情を総合的に比較衡量して、一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかで決すべきものとしている²⁾。これは、一般的な基準として確立しており³⁾、個別の事情に照らし、受忍限度が判断され、それを超えるような侵害行為について違法性が認定される。

ことに、①については、その侵害行為の社会的有用性や公共性等が問われる。本件における侵害

行為は被申請人におけるドッグスクール経営であり、その公共性は高くはないことから、規制基準値を超えた侵害行為には受忍限度を超えたとの判断が働いた。ペットの鳴き声騒音、隣家のエアコン騒音、カラオケ騒音、工場騒音、マンション建築工事騒音等、概して公共性が高くはないものに関しては環境基準値（規制基準値）などがそのまま行為規制基準値として用いられ、さらには受忍限度として運用される⁴⁾。本件もそういう事例の一つである。そのため、申請人aが受けた被害は社会生活上受忍すべき限度を超えているとの判断は妥当といえる。他方、②に係り、申請人bは、難聴であり、健康被害を被っているわけではないことから、受忍限度を超える被害を被っているとはいえないと判断した。

五 申請人らの損害

1 申請人bの損害

裁定委員会は、申請人bが難聴であることに加え、本件建物所在地の地価の下落について申請人bが証明しきれなかったこと、および本件建物に居住し続けることに大きな困難がなかったという点をもって、申請人bの損害を認めていない。

しかし、本件建物所在地の地価の下落については、不動産価格の専門家の知見を踏まえた精緻な裁定がなされる余地があったのではなかろうか。加えて、申請人bは、騒音を原因とする疾病に苦しむ申請人aの夫であり、申請人aが居住に耐え得ないとする本件建物に申請人bのみが住み続けることは、健康上は問題がなくとも説得的かつ妥当な解決ではない。そのため、裁定委員会は、申請人bの精神的損害についてもいくばくかは勘案すべきであったと思われる。

2 申請人aの損害

申請人aの損害は、被申請人の不法行為により申請人aが被った精神的苦痛に対するものとして40万円が認められている。その判断の過程において、裁定委員会は、申請人aおよびbは夏場にエアコン等の冷房器具の設置等により回避することができたにもかかわらず、扇風機を利用することのみで冷房器具を設置することなく生活していたことも含め、総合的に比較衡量している。

しかし、隣地ににぎやかな施設ができたとしても、エアコン等の冷房器具を購入してそれを継続的に電気代を支払って運転させるという義務は

隣人に自ずと発生するものではないことに加えて、エアコン等の冷房器具が体質に合わない人もいる。よって、エアコン等の設置によって回避できたとする裁定委員会の判断には疑問を生じざるを得ない。なお、より精緻な検討のために参考となる裁判例として、いずれも空港騒音に係るものではあるが、冷房を継続使用することには経済的負担が大きいたった那覇地判平6・2・24（判時1488号20頁）および福岡地判昭63・12・16（判時1298号32頁）、ならびに締め切った環境で過ごすことによる閉塞感やそのために新たな問題が生じることへの懸念を示した横浜地判平4・12・21（判時1448号42頁）および前述の福岡地判昭63・12・16等がある。

結びに代えて

騒音や悪臭等は、各人によって受けとめ方が異なるものである。そうしたところ、社会には一定数の「感覚が鋭く感受性が高い人」というものも存在する。申請人aがそうである可能性は低くはなく、そうした存在も勘案しての騒音対策がとられることが理想的ともいえる。他方、本件建物は、第二種住宅地域に位置している。よって、住居地域でありながら、パチンコ店やカラオケボックスなどの立地も認められることになる。よって、この地域内の物件の購入を検討するときには、より慎重に周辺の環境を将来環境も含めて確認することが大切となる。

裁定は概して「速い」といわれる。しかし、本件は、平成25年9月13日申請、平成28年6月28日に裁定が出ており、決して迅速とは思えない。さらに、審査密度にも疑問がある。裁定が「速い、安い、拙い」であってはならず、より妥当な解決を探ることが求められる。

●——注

- 1) 平成27年度年次報告（公害等調整委員会）
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/menu/main7nenji27.html>
（2016年11月14日最終確認）。
- 2) 越智敏裕『環境訴訟法』（日本評論社、2015年）142頁。
- 3) 最大判昭56・12・16判タ455号171頁（大阪国際空港事件）および最二小判平7・7・7判タ892号124頁（国道43号線訴訟上告審判決）も同様の基準に基づく。
- 4) 拙稿「田原市・風力発電施設運転差止請求事件（名古屋地豊橋支判平27・4・22LEX/DB25506227（判例集未登載）」『富大経済論集61巻2号125～128頁。

富山大学准教授 神山智美